最終更新日：2021年11月29日

東邦金属株式会社
取締役社長　小樋　誠二
問合せ先：総務部部長 西﨑　友彦
証券コード：5781
http://www.tohokinzoku.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「コンプライアンスの徹底」、「内部統制システムの充実」、「リスク管理体制の強化」等を通じて、経営の健全性、適法性、透明性及び効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、事業活動を通じて継続的に株主価値を向上し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるためコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題に位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】
2021年6月の改訂後のコード（プライム市場向けの原則を除きます。）に基づいて記載しています。

【補充原則1－2－4】株主総会における権利行使に係る環境整備（議決権電子行使や招集通知の英訳）
【補充原則3－1－2】情報開示の充実
当社は、現在の議決権行使に支障があると考えておりません。また、海外投資家比率は10%未満であり、招集通知の英訳は実施しておりませんが、海外投資家の株主構成比率を鑑みながら、検討します。

【原則4－2】取締役会の役割・責務(2)
【補充原則4－2－1】現金報酬と自社株報酬の設定
当社は業績との連動は賞与としており、自社株報酬制度の採用につきましては予定しておりません。

【原則4－6】経営の監督と執行
【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用
【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
【原則4－10】任意の仕組みの活用
【補充原則4－10－1】取締役会の下への任意諮問機関の設置
当社は事業規模をふまえ、執行役員制度を敢えて採用しないなど比較的簡素な機関設計による経営方針に基づく意思決定と、スピーディーかつ会社法上の責任ある業務執行の実現を重視しております。業務の執行と距離を置く社外取締役は2名（うち、1名は独立社外取締役）を選任しております。なお、社外役員の独立性につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に選任しており、当社基準は策定しておりません。重要事項の決定における社外取締役の関与につきましては、比較的簡素な機関設計を採用しておりますため、任意の諮問委員会を設置するまでもなく、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を十分得られるものと考えております。また、独立社外監査役2名の体制で経営の監視及び監督は十分機能できていると考えております。

【原則4－11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
監査役につきましては、財務・会計・法務に関する十分な知見を有している職業的専門家は選任しておりませんが、財務・会計・法務に関する知識を有し、コーポレートガバナンスに関する十分な理解、当社の問題・課題に対し適切かつ具体的な監査意見を述べる能力、これらを備えた者を選任しております。
【補充原則4－11－3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は取締役会の実効性に関する分析・評価において、役員に対する定期的なアンケートを実施し、適切にモニタリングを行っております。なお、その結果につきまして今のところ開示する予定はございませんが、アンケート結果を元に更なる実効性の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】政策保有株式
当社の財務基盤の安定的強化、人的交流の活性化、投資先企業との長期的な取引関係の構築を図る目的で、当社はいわゆる政策保有株式を保有しております。その保有の合理性等につきましては、投資先企業の取引関係・提携の重要性、取得コスト等を総合的に考慮して検証しております。なお、政策保有株式につきましては、投資先企業の経営戦略・経営成績・議案の妥当性等を総合的に勘案しながら、当社の企業価値向上の観点から議決権行使を判断しております。また、最低1回／年、政策保有先を総合的に評価し、保有意義の乏しい銘柄については縮減を図ってまいります。

【原則1－7】関連当事者間の取引
当社は、当社の株式を10%以上保有する者を主要株主と認識しております。当社が関連当事者間の取引を実施する際には、あらかじめ取締役会において承認を得るなど法定の手続に則っております。取引の内容につきましても、原則的に市場流通価格・一般的な取引条件によるものとしており、社内規則に基づき経営会議等の審議を経て、稟議承認等の社内手続を経て実施しております。

【補充原則2－4－1】中核人材の登用等における多様性の確保
当社は、社員一人ひとりが個性を尊重し、その特徴を活かし、能力を十分に発揮することが、企業成長の原動力であると考えております。年齢・性別・国籍・障がいなどに関わらず、ポジションに最適な人材を確保することを基本に、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等においても、多様性の確保に取り組んでいます。なお、2021年3月末時点で、過去5年間の採用者のうち中途採用者が52%、外国人が5%、女性が33%となっております。女性社員のうち女性管理職比率を15%とすることを目標に掲げ、多様な働き方など両立環境を整えることを継続的に努めていきま

す。また、社員には社内の教育訓練計画を策定・実施することによりスキルアップを行い、管理職には具体的な目標の設定・管理・実行を行うことにより、マネジメント力の強化を図っております。社内環境整備については、育児休業制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、リモートワーク、時間単位年休などを導入し、仕事と家庭生活等の両立、いわゆるワークライフバランスを実現し、多様な人材が活躍できるよう職場環境を整備しています。また、定年後再雇用制度を通じて、60歳以上の社員の働く環境を整えています。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社の退職年金制度は確定拠出年金のため、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響はありません。

【原則3－1(1)】情報開示の充実
経営理念は当社ウェブサイトに、経営戦略・経営指標・経営計画につきましては有価証券報告書において開示しております。

【原則3－1(2)】情報開示の充実
上記「1．基本的な考え方」をご覧ください。

【原則3－1(3)】情報開示の充実
当社は、経営陣幹部・取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすることを、当社の報酬等の額の決定に関する方針としております。

【原則3－1(4)】情報開示の充実
【補充原則4－11－1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」中の【原則4－11】に関する記述をご覧ください。

【原則3－1(5)】情報開示の充実
取締役・監査役候補の個々の選解任にあたっての説明は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3－1－3】サステナビリティについての取組み等
当社は、「サステナビリティに関する基本方針」を、当社ホームページにて開示を行っております。当社の経営戦略に掲げている安定的な収益確保のために、当社独自のノウハウによる粉末冶金技術を活用し、産学連携での共同研究開発を維持・継続することで、社会に貢献する製品技術の開発を進めています。2021年3月末時点では、過去5年間で特許出願件数9件、特許取得件数5件を実現しております。また、過去5年間の開発費が、売上の1.7%となります。なお、取引先との技術交流、産学連携による大学機関への出向、関連学会への加入を通じ、社員のスキルアップを図っております。

【補充原則4－1－1】取締役会の役割・責務(1)
当社は職務権限に関する規定や取締役会規則等で各事項に関する決裁権限を定めることにより、法令及び定款に定める事項、きわめて重要な事項に限定して取締役会に付議しており、その他については諸会議での審議や稟議書等の決裁により、決定しております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」中の【原則4－9】に関する記述をご覧ください。

【補充原則4－11－1】取締役会の全体としての知識等のバランス・多様性・規模に関する考え方
当社では、国籍、性別、年齢等に関わらず、取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選定しています。現在は、企業経営に関する豊富な知識と経験を備えた業務執行取締役が経営の意思決定に参加することで、多様性や適正規模を確保し、各取締役が責任と権限をもって職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。取締役会において、他社で経営経験を有する者を含めた独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画することで、多角的な視点から建設的で活発な議論が行われています。取締役のスキル・マトリックスについては、V.その他 2.「その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」に掲載しております。

【補充原則4－11－2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
役員の他の上場会社との兼任状況につきましては、株主総会招集通知や「コーポレートガバナンスに関する報告書」等において開示しております。

【補充原則4－11－3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」中の【補充原則4－11－3】に関する記述をご覧ください。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役のトレーニング
当社は取締役・監査役に対し、外部セミナー等を通じた情報収集や知識習得の機会を積極的に奨励し、時間的、金銭的な支援を行っております。特に社外役員につきましては工場見学等を実施することにより、当社業務を理解する一助としております。加えて、顧問弁護士等による役員への講習実施により、ガバナンス、コンプライアンス意識の更なる向上を図っております。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は株主から寄せられた意見を経営会議等において直接報告する等、株主との建設的なコミュニケーションを図ることに取り組み、経営にフィードバックしたいと考えております。コミュニケーションは管理部門担当役員のもと総務部が中心に応対し、メール、電話、面談によっても受け付けております。なお、IRにつきましてはホームページ上での情報提供を中心に実施しております。なおインサイダー情報は、当社規定に基づき、適切に管理しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太陽鉱工株式会社	726,700	31.08
株式会社川嶋	220,000	9.40

双日株式会社	126,800	5.42
共栄火災海上保険株式会社	78,570	3.36
株式会社三菱UFJ銀行	66,394	2.83
株式会社三井住友銀行	54,951	2.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	48,252	2.06
矢野金属株式会社	41,700	1.78
日本証券金融株式会社	29,300	1.25
株式会社ニチリン	28,800	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　一史	他の会社の出身者					○		○				
飯島　宗文	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　一史		太陽鉱工（株）代表取締役社長	双日㈱において海外業務を行った経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識を有していることから、社外取締役として適切な人材と判断したためです。
飯島　宗文	○	独立役員に指定しております。	他業種の経営者及び監査役として培った高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。 飯島氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査とともに取締役が構築及び運営しているシステムにおいて、監査役と会計監査人が連携しながら監査し、意見の交換を行い、内部統制の充実に努めております。また、内部監査部門の行った監査結果のうち重要なものについて報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深瀬　真一	他の会社の出身者													
黒岩　松彦	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深瀬　真一	○	独立役員に指定しております。	他業種の経営者として培った高い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 深瀬氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しております。
黒岩　松彦	○	独立役員に指定しております。	証券会社で培った豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。 黒岩氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、上記［コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由］において記載しておりますとおり、役位に応じた固定報酬と、業績に応じた賞与で構成されており、取締役へのインセンティブ付与施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。
区分 支給額
取締役 6名　62,352千円
監査役 2名　9,780千円
社外取締役 2名　6,600千円
社外監査役 2名　6,600千円
(注) 支給額には使用人兼務取締役の使用人給与12,600千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は上記［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］において記載しておりますとおり、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすることを当社の報酬等の額の決定に関する方針としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

事前に取締役会に係る関係資料等を提出しております。また工場見学等を実施しており、当社業務を理解する一助としております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1）会社の機関
　会社の機関としては、意思決定・監督機関として取締役会を、業務執行機関として代表取締役社長、役付取締役、取締役を、監査機関として監査役会及び会計監査人を設置しております。
　また、経営会議、内部統制委員会や全社品質・環境管理委員会を設置し、さらに内部監査室がそれらの運営状況の監視を行っております。

（取締役会）
　取締役6名で構成し、うち社内取締役4名、社外取締役2名であります。
　定款に定めている定数は、3名以上15名以内であります。
　取締役会は、定期的に又は必要に応じ臨時に開催され、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っております。

（監査役会）
　監査役3名で構成し、うち常勤監査役1名、社外監査役2名であります。
　定款に定めている定数は、3名以上5名以内であります。
　各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、監査役会で策定された監査計画に基づき業務執行状況、財産状況の調査

を実施し、また会計監査人との連携を図り、業務執行の監視に努めております。

(経営会議)
取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとして経営の効率を向上させるため、部長以上のメンバーによる経営会議を毎月開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針に基づく具体的な実行プランを策定し発表を行っております。

2) 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査につきましては、代表取締役社長による直接の指示のもと内部監査室がその任に当たり、内部監査を実施しております。業務執行の妥当性、効率性、コンプライアンスの状況等を検証しております。
監査結果は代表取締役社長に文書により直接報告されております。また、被監査部門に対し、監査結果に基づいた改善指導を行い、実効性の確保に努めております。
また、内部監査の結果のうち重要なものは、取締役会に報告がされ、業務の適切な運営を確保しております。

監査役監査につきましては、監査役会において、監査基準、監査方針、監査方法等を決定し、各監査役は取締役会等の重要な会議に出席するほか、職務の執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の職務の執行を適切に監査しております。また、内部監査の結果について内部監査室より報告を受けるとともに、会計監査人から随時、監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

3) 会計監査の状況
会計監査は、監査法人和宏事務所を選任しており、会計監査の実施とともに会計制度の変更等にも速やかに対応する環境を整えております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名

業務執行社員の氏名 監査法人名 継続監査年数
代表社員 業務執行社員 南　幸治 監査法人和宏事務所 2年
代表社員 業務執行社員 平岩　雅司 監査法人和宏事務所 2年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述の体制により当社取締役・使用人の相互監視が担保され、かつ社外役員による客観的、中立の見地からの助言・監査も踏まえ、当社は経営及び業務執行の健全性を確保できているものと考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会における報告事項及び決議事項に係る参考書類を早期に発送し、ご検討いただくことで、議決権行使の円滑化を図る主旨であります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信、事業報告等の情報を掲載しております。 http://www.tohokinzoku.co.jp/	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は東邦金属行動憲章におきまして、ステークホルダーを重視した経営を進めることを宣言しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるＩＳＯ14001の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社の内部統制委員会において報告し、その解決策を決定します。また、内部統制制度として、窓口を社内に加え社外にも設置し、使用人等からの相談･通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は法令及び情報管理規定、プライバシー･ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
a. 当社はISO9001及びISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境･防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握･評価し、その発生の未然防止を図ります。
c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。
b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。

6. 監査役への報告に関する体制
a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人及び監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないよう、十分な配慮を図るものとします。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
a. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
b. 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
　当社は東邦金属行動憲章を制定し、その項目の一つとして反社会的勢力排除の取組みを定めております。具体的には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を遮断するように努めるものとしております。

2. 整備状況
　当社は東邦金属行動憲章の考えを定着させるために東邦金属行動指針を策定し、社内掲示を通じて周知させております。また、大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報を収集･共有しております。取引の相手方と契約書や覚書を締結する際は、相互に反社会的勢力でないことを確認するとともに、反社会的勢力による何らかの関与が判明した時点で、すみやかに関係を解消いたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

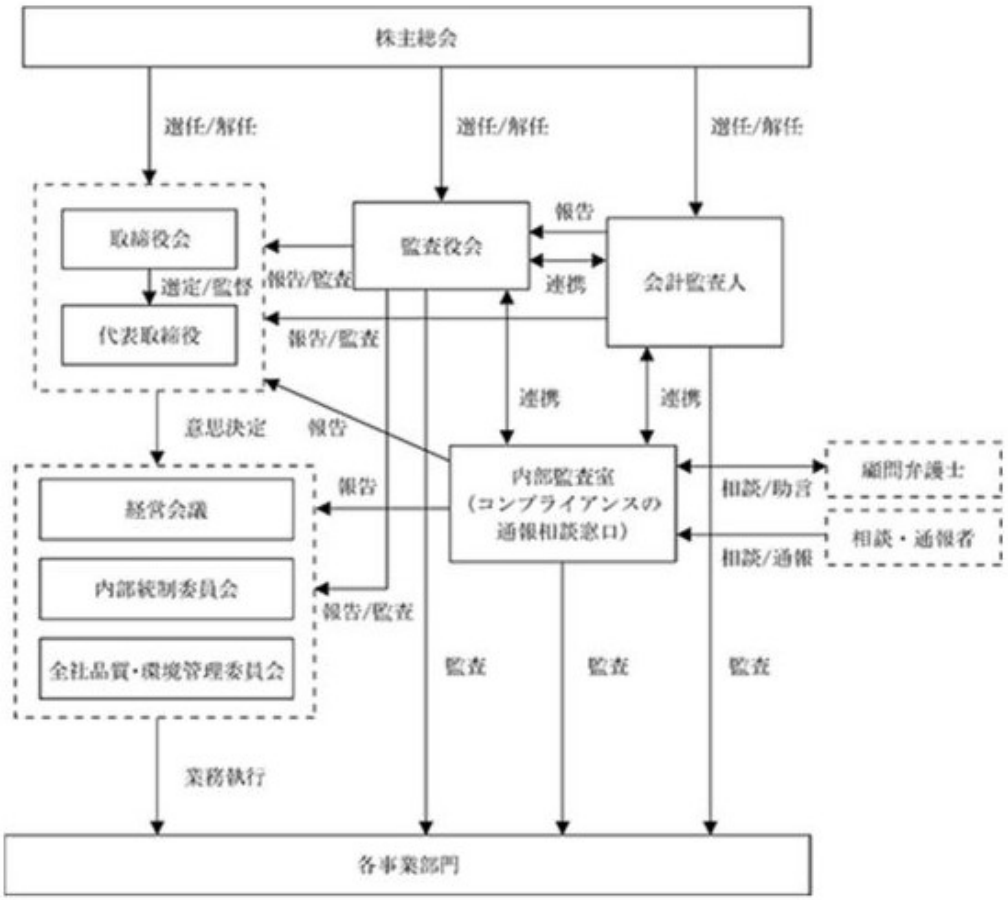
当社の適時開示体制は、金融商品取引法及び関連法令及び証券取引所が定める適時開示規則により要請される重要情報、並びに投資判断に重要な影響を与えると思われる情報について適時･適切に情報開示することを基本としております。

社内体制の概要は、情報取扱責任者の管理のもと、当社各事業部門からの情報を総務部にて集約し、適時開示規則及び関係諸法令に基づき、情報取扱担当（総務部）及び経理部にて適時開示の必要性について協議を行い、開示の判定を行っております。

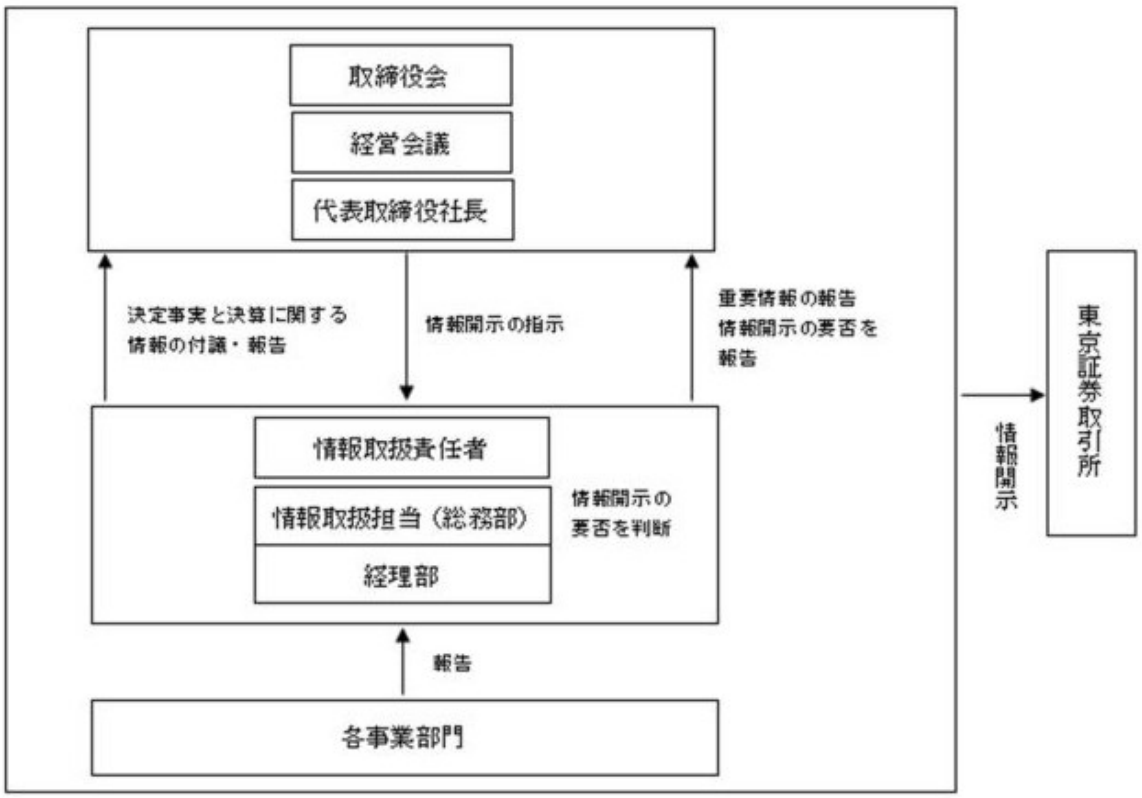
開示判定後、開示の必要性がある決定事実及び決算に関する情報については経営会議の審議及び取締役会の決議後に、また、開示の必要性がある発生事実に関する情報については、代表取締役社長に報告し、速やかに情報取扱担当（総務部）にて開示手続きを行っております。

また、ステークホルダーが当社に関する重要な情報を公平かつ容易に取得する機会を確保できるよう、当社ホームページ「IR情報」にも速やかに公表資料を掲載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示に係る社内体制図】



【取締役に期待するスキル等（スキル・マトリックス）】

氏名	当社における地位	当社が特に期待する分野				
		企業経営	営業 ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	財務会計	法務 ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ	製造 技術・開発
小樋　誠二	代表取締役	○		○	○	○
藤原　一信	取締役	○	○	○	○	
岩隈　和夫	取締役	○				○
渡部　聡	取締役	○				○
鈴木　一史	取締役（社外）	○	○		○	○
飯島　宗文	取締役（独立社外）	○	○	○	○	
森本　幾雄	常勤監査役	○		○	○	
深瀬　真一	監査役（独立社外）	○		○	○	
黒岩　松彦	監査役（独立社外）			○	○	

※上記一覧表は、各役員の有するすべての知見・経験を表すものではありません。